

立川市土地開発基金条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定による。

# 立川市土地開発基金条例

## (設置)

第1条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、立川市土地開発基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (基金の額)

第2条 基金の額は、一般会計の歳入歳出予算で定めた額の合計額とする。

## (運用)

第3条 市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、確実な償還の方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を立川市土地開発公社に貸し付けることができる。

## (管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

## (運用益金の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

## (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。